

過去の消費者被害事件について

令和 4 年 11 月 1 日
消費者委員会事務局

○投資ジャーナル.....	1
○ <small>とよた</small> 豊田 商事.....	2
○経済革命クラブ.....	4
○オレンジ共済組合.....	6
○ <small>だいわ</small> 大和 都市管財.....	8
○ジーオー.....	10
○ <small>はちよう</small> 全国 八葉 物流事件.....	11
○ファーストオプション.....	13
○近未来通信.....	15
○エフ・エー・シー.....	16
○ワールドオーシャンファーム.....	18
○エルアンドジー.....	19
○ <small>あぐら</small> 安愚楽 牧場.....	22
◎類型化について.....	23

・消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書」（平成 25 年 6 月）
資料 23 に掲載されている事件も参考としつつ、比較的大規模な消費者被害を発生させた事件を取りあげた。

・本資料に掲載する裁判例には、悪質商法を行った主体たる事業者（法人・個人）を被告とする民事判決以外のものがある。これは、事業者が破産している場合があることや公刊物搭載の有無等の理由による。

・本資料中の裁判例に付した下線は、全て資料作成者によるものである。

・裁判例は古いものから順に掲載した。

○中間取りまとめ 14 頁（抜粋）

中間取りまとめにおいて整理した事案において行われている商法に共通する本質的な問題点としては、

①高配当・高利益が得られることをうたうことによって多数の消費者を強かに誘引し、多数の者から多額の出資ないし投資を受けるものの

②事業による利益が上がらずに（当初から利益を上げられる仕組みではない場合もあると考えられる）、約束した配当ないし利益の提供ができない状態になると、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行わざるを得ない状況に陥り、そのために新たな出資者を集め

③出資が増えるほど、配当ないし利益の提供をしなければならぬ金額が増えるため、更に出資者を集めて被害が拡大するという悪循環に陥る構造にあると考えられる。

○投資ジャーナル

東京地方裁判所昭和60年（刑わ）第2023号、第2196号、第2384号、第2666号、第2768号

昭和62年9月8日刑事第九部判決

【LEX/DB】27917210

【事案の概要】

投資顧問営業等を行う会社の幹部である被告人らが、共謀のうえ、甘言を用いて株式投資家を誘い、株式買付資金の融資、株式の売買、その取次を仮装し、株式買付資金の融資保証金または株式買付資金等名下に多額の現金、株券等を交付させた事案において、同会社に将来被害者らからの精算の請求があった場合にこれに応じうる財産的裏付となるものがなく、また、被害者らの注文は証券会社へ取次がれず、安く分譲するとの株式も同会社に保有されておらず、株式の取引はいずれも計算上のものに過ぎないときは、被害者らが被告人らに前記の金品を交付しなかったことは明らかであって、被告人らに確実に精算する意思および能力があったとしても、詐欺罪が成立するとした。

【罪となるべき事実】

被告人らは、……それぞれ積極的に投資ジャーナルグループの営業を推進していたものであるが、株式買付資金の融資、株式の売買及びその取次ぎを仮装して、株式投資家から株式買付資金の融資保証金又は株式買付資金等名下に現金、株券等を騙取しようと企て、……同人から入手する金員は自己らの用途に充てる意図であるのにこれを秘し、同人に譲渡すべき株式を保有している事実も同人に株式を譲渡する意思もないのにこれらがあるように装い、ある

いは同人のために株式買付資金を融資する意思も能力もなく、かつ、株式売買の注文を証券会社に取り次ぐ意思もないのにこれらがあるように装い……

【判決理由】

……証信開業後の投資ジャーナルの経理状況の把握についても、前記のような種々の制約があり、極めて難しいところがあるが、中江及び中江らの弁護人が主張するような数字を前提にして、投資ジャーナルの資産は常に顧客に対する要返戻額を上回っていたとか、その収入は支出を上回っていたとかといえないものであることは明らかであり、かえって、昭和五九年三月初め、顧客から出金を求める動きが強まると、直ちにいわゆる出金会議を持ち、その後は連日遅くまで、顧客からの入金予定と顧客への出金予定との突き合わせをして顧客への出金の調整を図らなければならないという状況となり、更にその後は、顧客からの出金の要求に応ずることが困難となって、顧客に対して分割による返済を申し出るまでに至っていること……東証信開業後昭和五九年八月までの投資ジャーナルの経理状況が中江及び中江らの弁護人の主張するような余裕のある状態であったとは到底認められず、表面上はほぼ全期間にわたって多額の現金や株券等が動いていたことは事実であるとしても、その内実は、顧客からの入金と出金との均衡が崩れると直ちに顧客への返済が困難となる、自転車操業に近い状態にあったと認めるのが相当である。

【ポイント】

- ・ 配当・利息による誘引ではない。
- ・ 証券売買等の実体なし
- ・ 顧客からの入金と出金との均衡が崩れると直ちに顧客への返済が困難となる、自転車操業に近い状態

とよた
○豊田商事

大阪地方裁判所昭和63年（ワ）第3702号（甲事件）、昭和63年（ワ）第10176号（乙事件）

平成5年10月6日第二民事部判決

【LEX/DB】27818231

【事案の概要】

豊田商事事件国家賠償訴訟について、警察庁の権限の過誤・不行使のほか、4つの省庁の各種権限の不行使につきすべて違法性を否定した事例

【判決理由】

……純金ファミリー商法は、形式的には、まず金地金の売買契約を締結し、そ

の後売却した金地金を賃借して賃借料を支払う（この契約を、「純金ファミリー契約」と称していた。）という構造になっている。もともと、純金ファミリー契約約款九条には「ファミリー契約純金の返還については同種、同銘柄、同数量の純金を以って返還します。」と、また、同一〇条には「純金ファミリー契約期間が終了した時は受注者はファミリー契約純金を純金ファミリー契約証券と引換に金銭でお支払する事もあります。但し、この場合は、満了日の純金ファミリー契約取引価格により換算します。」とそれぞれ記載されており、右各条項をも含めた純金ファミリー契約約款全体によれば、同契約は、その形式にも拘わらず、実質的には、金地金の消費寄託契約と解されるものであった。

（二）ところが、実際は、豊田商事は、金地金の売買が現物売買であって、その目的物である金地金が現に存在しており、かつ、その金地金を純金ファミリー契約により賃借するものの如く装って、顧客には現金と引換えに金地金の現物を受託するとの注文書に署名・捺印させ、代金と引換えに納品書を、また、純金ファミリー契約書の署名・捺印と引換えに純金ファミリー契約証券を交付していたが、客との間では見本のインゴットを見せるだけで、金地金の現物の受け渡しは行われていない。そもそも、豊田商事は、契約時点ではこれに見合う金地金の在庫を有しておらず、契約期間が満了しても契約を継続させることを原則としており、償還する必要が生じた場合に、例外的に、その都度金地金を仕入れるのが実態であった。従って、客は売買代金と引換えに、現物の裏付けのない、単なる紙片にすぎない純金ファミリー契約証券を受け取るだけであり、金地金の売買とその賃貸借といってもその実質はなく、これらを仮装したものといわざるをえないものであった。

……そして、更に、安全・確実・有利な純金ファミリー契約などと記載された「純金ファミリー契約ご案内」というパンフレットを示しつつ、これを確実に履行できる見込みは全くなかったにも拘らず、金地金を豊田商事に預ければ銀行等の利息よりもずっと有利な賃借料（一年もので年一〇パーセント、五年もので年一五パーセント）を払うなどと説明した。

……永野は、純金ファミリー商法により集めた資金を、（１）商品先物取引、（２）海外事業関係、（３）国内関連会社関係の三つに注ぎ込んでいたが、その実態は、次項以下に述べるようなものであり、資金運用としては全く実体のないものであった。

……このように、会社としては全く利益が上っていない状態であったにも拘らず、会社の存続・維持を計るためには、導入金を増やす以外に方法はなかった。そのため、更に多額の資金導入をめざして支店の増設等を行ったが、永野の「一等地の一等ビルに店を出さんと客は拾えん。如何にして客を信用させ

るかだ。」との方針のもとで、一等地にある一流ビルに豪華な内装の店舗を次々と開設していった。このため、多額の敷金・保証金・内装費・什器備品代を要したが、これらも顧客からの導入金で賄っていた。

……豊田商事は、設立当初から大きな赤字を負って自転車操業を繰り返していたものであり、そもそも収益を上げるような行為を行わず、導入金を食い潰すのみの会社であった。

……前述のとおり、豊田商事は、顧客との間で締結した金地金の売買契約及び純金ファミリー契約の対象となる金地金を保有せず、従って、顧客が豊田商事との売買契約により、特定の金地金の所有権を取得することはなかった。しかし、豊田商事は、純金ファミリー契約上顧客に対し、満期において金地金又はそれを当時の取引価格に換算した金銭の償還義務を負うものとされていたのであり、証拠（〈書証番号略〉）によれば、豊田商事は、右償還義務について、いずれは全ての顧客に対してその履行が不能となることを認識しつつも、当初から全ての顧客に対してこれを全く履行しない意図であったわけではなく、現に倒産までに導入金約二〇二二億円のうち約五五〇億円を右償還資金に充てていたことが認められる。

【ポイント】

- ・配当による利益誘引（一年もので年10パーセント、五年もので年15パーセント）
- ・当初より資金運用の実体なし
- ・顧客の導入金を会社の経費や、顧客への償還金の支払いに充てた

○経済革命クラブ

東京地方裁判所平成9年（刑わ）第329号、東京地方裁判所平成9年（刑わ）第505号

平成12年5月31日刑事第一三部判決

【LEX/DB】28065081

【事案の概要】

経済革命クラブ（KKC）と称する会の会長である被告人A、同会の幹部である被告人B、Cが、共謀の上、内容が虚偽である講演などを行って、指定商品を購入することによって生じた利益は会員に還元されるので高額な配当の支払や申込金の返還が確実に受けられるものと誤信させ、多数の者から申込金名下に現金を交付させたとして詐欺罪で起訴された事案において、被告人らに関して詐欺の犯意やその成立を否定することはできず、Aは自らセミナーを主催し会長としてKKCの全権を掌握してその運営全般を統括していたも

のであるから情状はまことに悪質であり、その刑事責任は他の役員とは比較にならないほど群を抜いて重いとしてAに懲役八年、B及びCについても情状は悪質であるとしてB、Cにいずれも懲役二年八月を言い渡した事例。

【判決理由】

四 会員に対する約定どおりの支払の可否について

1 右三のような資産状況下において、本件各公訴事実の犯行日である平成八年二月から同年五月までにおいて、KKCが支払約束の期日に会員からの要求に応じて直ちに精算金等を支払ったり、セミナーで強調していたように、解約申込みがあった場合に申込元金が返済できたか否かを検討する。

まず、KKCの保有する流動資産（現金及び預金）の合計残高の、KKCが会員に支払うべき月別の精算金等の総額（以下、いずれも累計）に対する比率は、三・二四パーセントから八・四パーセントであり（甲三七八。殊に添付の資料21）、そのうち月別の精算金だけに対する比率は六・九パーセントから一八パーセントであって（甲三七八。殊に添付の資料22）、会員に返還すべき申込金元本総額だけに対する比率も五・九パーセントから一五・八パーセントにすぎず（甲三七八。殊に添付の資料21）、支払不可能であることが明白である。

次に、流動資産に固定資産、貸付金仮払金を合計したKKCの保有資産全体の総額との比率を見ると、それでも、精算金及び申込金元本に対しての比率は、一二・四パーセントから一六・二パーセントであり（甲三七八。殊に添付の資料21）、そのうち、月別の精算金だけに対するものでも二七・四パーセントから三四・六パーセントであって（甲三七八の添付資料21からの計算結果）、また、会員に返還すべき申込金元本総額だけに対するものでは、二二・六パーセントから三〇・四パーセントにすぎない（甲三七八の資料21）から、固定資産等が直ちに現金化できたとしても、支払不可能であることが明白である。

そうすると、平成八年に入ってから、KKCが会員に支払うべき月別の精算金、申込金元本の総額は、総保有資産の六倍を優に超えていたのが常態であって、KKCの会員に対する精算金や申込金元本の支払約束、あるいは解約時に直ちに申込金を返還する約束は、全く履行不能であったことが明らかである。

2 このような状況下において、KKCが会員に対して勧誘の際に述べていた、会員からの配当の支払請求や解約申込みに応じて即座に支払うためには、KKCにおいて投資していた各種事業から前記の不足額を補うに十分な利益が既に上がっていたことが必須の前提条件となる。しかしながら、KKCの経理を担当していた証人西廣妙子や事業部や総務部で働いていた証人岡田安弘

の各証言等からも認められ、また、被告人らがいずれも自認しているように、K K Cが手掛けていた事業は、未だ利益の上がる状態ではなく、現実にK K Cが会員に約束していた多額の配当金の支払等の不足額を補うに十分な利益を上げていたような事業は皆無であった。……

五 被害者らに対する勧誘状況等

1 右四に認定したところからも明らかなとおり、真実は、K K Cにおいては、会員から受入れた申込金は、先順位会員への配当、K K C傘下の区部・支部への手数料及びK K Cの運営経費等に費消され、他に早急に収益が得られる見込みもなかったことから、会員に対し確実に約定どおりの配当の支払や申込金の返還をすることはできなかつたものである。……

【ポイント】

- ・配当による誘引
- ・事業実体、過少
- ・会員の申込金を先順位会員へ配当、K K C傘下の区部・支部への手数料及びK K Cの運営経費等に費消

○オレンジ共済組合

東京地方裁判所平成9年（ワ）第27738号

平成13年3月28日民事第三二部判決

【LEX/DB】28090653

【事案の概要】

いわゆるオレンジ共済事件に関し、年金オレンジ共済に金銭を預け入れた原告らが、年金オレンジ共済組合の理事あるいは監事、代理店等として原告らを勧誘し、オレンジスーパー定期等に参加させた被告らに対し、損害賠償を求めた事案で、スーパー定期事業は、出資法2条に違反するものであり、詐欺的商法であると認められるとした上で、同商法に中心的あるいは積極的な役割を果たした組合本部被告らの共同不法行為責任を認めるとともに、代理店となった者は、顧客がその商品について契約することにより損害を被る危険があることを予見し得たときは、それを回避する義務を負うとして、疑問を抱くに足る情報への接触及び代理店の組織・形態等に照らし、各代理店の予見可能性を検討し、代理店である一部の被告らについて不法行為責任を認めた事例。

【判決理由】

……被告甲野及び同乙野は、年金会オレンジ共済との名称で、顧客から預り金を受け入れるなどの事業を主宰していたE、同事業を共同して営んでいたF及びGと共謀の上、スーパー定期又はスーパーファンドの元本名下に、顧客か

ら金銭を詐取しようとして企て、平成六年五月一八日ころから同八年九月二四日ころまでの間、前後五八回にわたり、E若しくは被告乙野が自ら、又は茨城中央支部長α……らを介して、顧客三五名に対し、預け入れた預り金を確実な運用先で有利に運用する意思も運用している事実もなく、受入れ後は預り金を直ちにEらの負債の返済やその遊興費及び年金会オレンジ共済の事業のための経費等に充てる意図であるのにこれを秘し、かつ、約定の利息を付した上確実に期日に返還する意思も能力もないのにこれがあるかのように装い、「利息は一年定期で六・七四パーセント、三年定期で七・〇二パーセントであり、銀行や郵便局より有利だ。元本は確実に保証する。預かった資金は確実な運用先で高利で運用しているので期日に間違いなく高い利息を付けて返還できる」旨嘘を言い、右顧客三五名をしてその旨誤信させ、よって、「オレンジ共済会長F」名義の普通預金口座に送金させるなどして現金を交付させ、合計六億六五五四万九五二〇円をだまし取り又は欺いて交付させたものである。

……(二) 右(一)の代理店制度の概要は次のとおりであった。

すなわち、被告甲野は、雑誌等に右代理店制度について広告を掲載し(甲一九、乙〇七の1ないし4)、それを見るなどして電話やファクシミリで応募してきた代理店希望者に対し、パンフレット等(乙〇七の12)を送付したり、電話をかけて訪問したりして、代理店となることを勧誘した。そして、訪問先等において、被告甲野は、代理店希望者との間で代理店委託契約を締結し、その場で契約金を受領したり、年金会オレンジ共済に振込送金させたりした。契約金は、一五〇万円(営業地域の人口が三万人の場合)ないし五〇〇万円(右人口が三〇万人の場合)とされ、そのうちの半分である加盟金は被告甲野が取得し、残りの半分は、地域権利金として、右契約を解約する時に代理店に返還される仕組みとした(なお、平成七年一〇月一日に年金会オレンジ共済組合として以後は、代理店委託契約は組合業務委託契約と、また、加盟金は業務開始金、地域権利金は業務受託金と名称が変更された。)。また、被告甲野は、平成七年六月ころ、「オレンジ信販」との名称で貸金業の登録をし、代理店希望者に対し、右契約金を貸し付けたりもした。

こうして代理店委託契約を締結し代理店となった者に対しては、当該営業地域の独占営業権が確保され、本部(後記3(二)参照)から、被告甲野らが起案、作成したパンフレット、チラシ、契約書類等が支給品として配布されるほか、手数料として、オレンジ生命共済については、初年度は掛金の四〇パーセント、二年目はその三〇パーセント、三年目以降はその二〇パーセントが、また、後記3(一)のスーパー定期については、顧客が新規に加入した際、据置期間が一年の場合は預り金の六パーセント、三年の場合はその九パーセントが、それぞれ支払われる仕組みがとられていた。

【ポイント】

- ・ 配当による誘引（1年定期 6.74%、3年定期 7.02%）
- ・ 運用実体なし
- ・ 負債の返済、遊興費、経費等に充当
- ・ 代理店希望者から契約金を受領し、代理店に対し営業権を与え、新たな顧客から支払われる掛け金の一部を、代理店に対し手数料として支払う仕組みに連鎖販売取引的側面

だいわ
○大和都市管財

名古屋地方裁判所平成14年（ワ）第3368号

平成16年5月27日判決

【LEX/DB】28092235

【事案の概要】

抵当証券等の金融商品の販売等を業としていたYグループから金融商品を購入した原告らが、同グループの役員であった被告らに対し、Yグループによるいわゆる抵当証券商法は組織的詐欺ともいえるべき違法なものであるなどとして、主位的に不法行為に基づき、予備的に商法266条の3第1項に基づき、損害賠償を求めた事案で、Yグループが債務超過状態にあり、販売した金融商品の償還能力がないことを認識しながら、違法な抵当証券商法を展開、促進するうえで重要な役割を果たした被告Aは、民法719条2項で定める他人（他の役員ら）の不法行為を幫助することに当たると判断するのが相当であるなどとして、請求の一部を認容した事例。

【判決理由】

（1）前記前提事実（1）ウ記載の事実によれば、大和都市は、昭和60年4月（当時の商号は「大和都市抵当証券株式会社」）に2億2440万円の抵当証券の発行を受け、これを顧客に販売したのを皮切りに、昭和62年12月には20億円、昭和63年3月には10億円、平成4年11月から平成5年11月にかけて約71億円、同年10月から平成6年2月にかけて80億円、平成5年12月から平成6年4月にかけて約32億円、平成7年3月には110億円、同年11月には100億円等の各抵当証券を販売し、その総残高は最終的に約440億円に達していたこと、そして、抵当証券発行の原因となる大和都市から同関連会社への経理上の貸付額も、平成12年3月時点で総額473億円に達していたこと、また、大和都市グループは、平成6年6月、ナイスミドル発行の本件手形約160億円の（ただし、これについては、その後に償

還されている。)、平成7年10月、那須GCのゴルフクラブ会員権の、平成9年春、チケット付きレジャー会員権の販売をそれぞれ開始したほか、平成9年12月、抵当権付き債権一部譲渡約167億円の、平成11年12月、GFPシュアーフアンド約141億円の各金融商品の販売を開始したこと、以上の事実が明らかである。

(2) 他方、前記前提事実(1)イ、ウ、エ記載の各事実に、証拠(甲3ないし13、28ないし30、33ないし37、68、69、乙ニ31、32)を総合すると、大和都市グループは、顧客から売買代金ないし出資金の名目で多額の資金を集めていたものの、利益を生む有効な運用をほとんど行っていないなかったこと、すなわち、大和都市関連会社所有の4か所のゴルフ場は、美祿CCを除きいずれも大幅な営業赤字を計上しているほか、その他の事業もほとんど成果を上げておらず、Dが大和都市グループの役員や従業員に対して語った霊園経営、廃棄物処理関係事業、アラブ首長国連邦(UAE)との取引などの新事業も、現実性のないものであったこと、大和都市の顧問公認会計士であったLの取りまとめたところによれば、大和都市グループのうち抵当証券に係る融資を受けた大和都市関連会社6社と大和都市とを合わせた合計7社の連結ベースの財政状態は、平成9年9月時点で約144億円の債務超過となっていたこと、また、大和都市グループ全11社の連結ベースの財務状態は、有形固定資産等を簿価で評価しても、平成10年度で約263億円、平成11年度で約305億円の債務超過の状態であった(上記金額は、大和都市グループ各社の各事業年度ごとの金額を合計したもので、決算月のずれに伴う調整は行っていない。)こと、さらに、大和都市グループの各社は、金融商品の販売による収入によって営業上の赤字を補填している状況にあり、金融商品の販売に伴う収支に比して投資活動による収支が極めて僅少な状態、すなわちほとんど有効な資金運用をしていない状態にあつたのに対し、金融商品を購入した顧客に対する利払金額は、平成8年度で約28億円、同9年度が約32億円、同10年度が約35億円、同11年度が40億円、同12年度が45億円と年々増加したため、平成10年度末には、大和都市グループの現預金残高が10億円を下回る事態に陥り、顧客から得た資金を約定どおり償還することは到底できない状況にあつたこと、そのため、大和都市グループは、顧客から集めた資金に対する利払や人件費その他の会社経費を、顧客に新たな金融商品を購入させた代金で賄わざるを得ないという自転車操業状態にあつたこと、以上の各事実が認められる。

(3) 以上を総合すれば、大和都市グループは、遅くとも平成9年の時点において多額の債務超過の状態にあつた上、その状態は、時間が経過するにつれてますます悪化することが確実であったから、同グループから金融商品を購入

入したすべての顧客に対して約定の利息及び元本の償還を行うことは不可能な状況にあったことが明らかである。したがって、上記時点以降、同グループが効果的な資金運用を行っているとの説明をすることにより、約定どおりの償還を受けられるものと誤信させた上で、同グループの金融商品を購入させる行為は、客観的に観察すれば、虚偽の事実を示して金員を騙取する行為に当たると評価すべきである。

【ポイント】

- ・ 配当による誘引
- ・ 事業実体が過少
- ・ 利払や人件費その他の会社経費を、顧客に新たな金融商品を購入させた代金で賄う

○ジーオー

東京地方裁判所平成14年(ワ)第20708号, 平成14年(ワ)第25067号

平成17年5月17日民事第26部判決

【LEX/DB】25437501

【事案の概要】

原告らが、ジーオーグループの組織的詐欺行為によって金員を詐取されたとして、同グループ企業の代表取締役及び取締役であった被告に対し、共同不法行為責任及び役員等の第三者責任に基づき、損害賠償を請求した事案で、被告には、商法266条の3第1項に基づき、詐欺商法についての詐欺被害について、損害賠償責任があるとして、原告らの請求をいずれも認容した事例。

【判決理由】

…ジーコスモスは、平成8年ころから、自宅にいながら安定した収入が得られる旨の会員募集の新聞折込広告等を配布し、応募してきた会員に対し、定期的に「エントリーガイド」などと称する冊子等を送付し、ジーコスモスの関連会社において通信販売を行っている複数の商品のうちから特定の商品を選択し、当該商品の宣伝広告費として金員を出捐（以下「エントリー」という。）すれば、当該商品の通信販売事業の売上の30パーセントを当該商品にエントリーした全会員の報酬総額として、各会員の広告費の負担割合に応じて案分した額を配当する旨約束し（後記「特別企画」と対比して「通常企画」と称していた。）、会員から金員の出捐を受けた。また、ジーコスモスは、会員から多額の金員を出捐させるため、元本を保証して年利12パーセントから20パーセントの配当を約束して出資を募る特別企画を繰り返し実施し、会員か

ら多額の金員の出捐を受けた。ジーコスモスは、上記システムを「ジー・システム」と称していた。

しかし、ジー・システムでは関連会社を通じての通信販売はほとんど行われておらず、他に収益に結びつく事業活動はほとんど行われていなかったことから、上記システムの実態は、新規会員の出捐した金員が既存会員に対する配当金等の支払やジーオーグループの社員の給与等の経費に充てられるというものであった。その上、新規会員に対しても、約定どおりの配当金等を支払わなければならないため、新規会員を増やし続けなければ会員全員に対する約定どおりの支払が不能とならざるを得ず、したがって、会員への利益の配当及び元本の返済は元々実現不能であり、ジー・システムは破綻することが必至のシステムであり、詐欺商法と評価されるものであった。

【ポイント】

- ・配当による利益誘引（年利 12～20%）
- ・当初より事業実体なし
- ・顧客からの資金を配当金等の支払や、ジーオーグループの社員の給与等の経費に充てた

○全国八葉物流事件^{はちよう}

東京地方裁判所平成15年（ワ）第16920号

平成18年5月23日民事第四五部判決

【LEX/DB】28111932

【事案の概要】

健康補助食品販売を偽装しつつ金銭配当を目的とする、「商品委託販売システム」と称する取引を展開した結果、破綻して多くの被害者を出した会社の破産管財人である原告が、同システムは公序良俗に反する無効なものであるとして、同システムの大口会員である被告らに対し、不当利得に基づき、配当金等の名下に受け取った金員の返還を求めた事案で、実質は無限連鎖講に当たる同システムによる取引については、参加者の主観的認識如何に関わらず、公序良俗に反するものとして、これに基づく財貨の移転及び保持を私法上も一切否定すべきであり、また、破産管財人が破産者の権利を行使する場合には、民法708条は適用されないとして、請求を認容した事例。

【判決理由】

……前記一で認定したとおり、本件各取引システムは、八葉薬品ないし八葉物流の取り扱う栄養補助食品等の購入代金の名目で一定の金銭を支払い、会員

の地位を取得すると、新規会員の獲得の有無にかかわらず、一年ないし二年の間に、会員の地位に応じて、配当金等と称して、当初支払った金額の約一・三五倍ないし約二・五倍の金銭の支払を受けることができ、さらに、新規会員を募集した場合等に、会員の地位に応じて紹介料等の金銭の支払を受けることができる仕組みである。本件各取引システムにおいては、会員に対する商品の販売という形式をとっており、特に「商品委託販売システム」及び「ビッグエイト」においては、会員は自己消費分以外に販売用の商品を購入して、その販売を八葉物流に委託するものとされ、会員に支払われる金銭を販売利益あるいは売上金と称して、あたかも八葉物流に委託した商品の販売代金が支払われているかのような外観をとっている。しかしながら、既に認定したとおり、本件各取引システムが行われていた全期間を通じて、実際に発注・製造された商品は、生産遅延などの事情もなかったにもかかわらず、契約上必要とされた商品のわずか約二六パーセントにすぎず、「商品委託販売システム」及び「ビッグエイト」における自己消費分でさえ、入会時に五、六点の商品が送付されるのみで、それ以上は会員からの送付の請求を妨げるような手法を採っていたし、現実これを求めた会員は、ほとんどいなかった。そうすると、本件各取引システムにおいては、商品販売の実体は伴わず、会員も商品の価値に注目して取引に参加していたものではなく、あくまで高額な金銭の配当を得ることを目的として会員になっていたものと認められ、本件各取引システムは、商品の連鎖販売を仮装しつつ、その実体は、金銭配当組織であったというべきである。

しかるところ、会員に対する高額な配当金等の原資は、既に述べたとおり、八葉薬品ないし八葉物流における栄養補助食品等の販売事業は、実体を伴わないものであり、また、八葉グループにおいて、会員から集められた資金を他の収益事業に充てていたわけでもなかったことからすれば、既存の会員に対する配当金等の支払原資としては、ひとえに新規会員からの出捐に依存せざるを得ない構造となっており、結局のところ、既存会員に対する配当金等の支払のためには、新規会員をリクルートし、入金を募るほかはないシステムであったことは明らかである。そして、このことは、DFらが、「一人を三人が支えるシステムである。」と公言していたことが如実に物語るものである。そうすると、新規会員を際限なく獲得することは不可能であることからすれば、本件各取引システムは、早晚破綻することが必至のシステムであったといえることができる。

さらに、本件各取引システムは、既存の会員が新規会員をリクルートするか否かにかかわらず、すなわち何もしなくとも一定期間に通常の利殖では考え難い高額な配当金等の支払を約束するのみならず、新規会員をリクルート

することにより紹介料等の支払を受けるほか、リクルートの状況に応じ販社、統括販社という上位会員に昇格でき、その昇格に伴い、活動差益、紹介差益、オーバーライドといった高額な支払を受領できるなど、会員の射幸心を煽る内容のものであったが、まさにそのことゆえに、会員の増加に伴う支払額の増大により、破綻の速度を早めるという欺瞞性を有していたものといえることができる。

……以上によれば、本件各取引システムは、商品の連鎖販売取引を偽装しているが、その実質は法により刑罰をもって禁止されている無限連鎖講に当たる上に、早晚破綻することが必至であるにもかかわらず、その事実を隠蔽しつつ極めて高率の配当金等をもって新規会員を募るといって著しく射幸性の強いもので、それ自体として強い反社会性を有するものと評価される。そして、上記のとおり、同システムの破綻により、大多数の末端会員に全体として莫大な額の経済的損失を被らせることが不可避であることに鑑みると、このようなシステムによる取引については、参加者の主観的認識如何に関わらず、公序良俗に反するものとして、これに基づく財貨の移転及び保持を私法上も一律に否定すべきものと解するのが相当である。

【ポイント】

- ・配当で誘引（一年ないし二年の間に、会員の地位に応じて、配当金等と称して、当初支払った金額の約一・三五倍ないし約二・五倍の金銭の支払を受ける）
- ・実質は無限連鎖講
- ・事業の実体が過少
- ・配当金等の支払原資としては、ひとえに新規会員からの出捐に依存せざるを得ない構造

○ファーストオプション

秋田地方裁判所平成18年（ワ）第144号

平成19年8月23日民事第1部判決

【LEX/DB】28141201

【事案の概要】

原告らが、商品先物オプション取引への投資名目で金員を詐取された等と主張して、受託会社の代表者及び従業員であった被告らに対し損害賠償を求めて提訴した事案において、被告担当者らが、あたかも元本保証された高利回りの金融商品であるかのような誤解を原告らに与えており、原告らが投資取引経験のない高齢者で、「元本保証」と「元本確保」の用語の厳密な使い分けを理解していたとはいえず、被告らは、顧客の判断を誤らせないよう配慮する義

務を負っているところ、この判断を困難にする態様で勧誘を行っているから、被告担当者らの勧誘は不法行為を構成すると認め、顧客から受け入れた金員を実際には運用しないまま従前の顧客への配当や解約金に充てるという業務実態が本件会社の代表取締役社長であった被告Aの意思によるものであり、悪意による任務懈怠であると認定し、被告Aに旧商法266条の3第1項の責任を認め、原告らの請求を一部認容した事例。

【判決理由】

……本件取引は、顧客（委託者）が最低投資単位として日本円で50万円以上の金員を米ドル建てで本件会社（受託者）に預託し、投資金額の3%に当たる委託手数料を本件会社を通して投資顧問会社であるファーストオプションUSA（以下「米国法人」という。）に支払って行われるというもので、商品先物オプション取引であることから、元本割れのリスクのある取引であった。

……その説明内容は、概ね、「ニューヨークの原油が売れて配当が良い。」「銀行は今金利が低い。」「本件取引は元本確保型の取引であり、配当として半年ごとに2ないし3%が支払われる。」といった内容のものであった。

……証拠（甲15）によれば、本件会社の破産管財人作成の平成18年11月16日付報告書には、同年3月に本件会社の税務調査を行った税務署は、帳簿類の記載から、本件会社が平成13年4月以降に顧客から本件取引のために預かった資金は、現実には本件取引に運用されていないとの判断をし、平成18年4月、被告Y1に対して法人税の修正申告をするよう求めたことが認められる。

これらの事実によれば、本件会社は、平成13年4月以降は、本件取引での運用を顧客に説明しつつ、実際にはこれを運用しないまま、新たに顧客から受け入れた資金を従前の顧客への配当や解約金に充てるという状態にあったことが強く推認される。そして、本件会社のこのような業務実態は、本件会社の代表取締役社長であった被告Y1の意思に基づくものであり、そのような業務を継続すれば、早晚、本件会社が経済的に破綻することは明らかであるから、運用停止後も新たに顧客から投資資金を受領させる行為は、本件会社との関係で、悪意による任務懈怠であるというべきであり、被告Y1は、これによって第三者である顧客に与えた損害を賠償する責任がある（旧商法266条の3第1項）。

【ポイント】

- ・配当による誘引（年利約6%）、消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書」（平成25年6月）資料23によれば、最高で年利20%
- ・途中から資金運用しない
- ・新たに顧客から受け入れた資金を従前の顧客への配当や解約金に充てる

○近未来通信

東京地方裁判所平成19年(ワ)第12794号

平成24年1月17日民事第12部判決

【LEX/DB】25491021

【事案の概要】

訴外会社による募集に応じて右会社との間で本件事業に係る業務協約又は業務委託契約を締結し、訴外会社に対して加盟金等の名目で金員を拠出した原告らが、本件事業には事業としての実体がなく、業務協約等の締結に応ずれば高額の配当が得られる等として本件事業に係る訴外会社の原告らに対する説明の内容は全くの虚偽のものであって、上記締結に係る訴外会社の行為は単なる金集めを目的とした組織的な詐欺行為に当たり、訴外会社の役員であった被告らはそれぞれ旧商法266条ノ3第1項に基づく責任又は不法行為による損害賠償責任等を負う等と主張して、損害金の一部の支払い等を求めた事案において、訴外会社の行為は、違法な詐欺行為に当たるものというべきであり、被告らは、旧商法266条ノ3第1項に基づく責任を負う等として、請求を一部認容した事例。

【判決理由】

ア 本件事業は、近未来通信が行うIP電話サービスに係る事業に関して、顧客が近未来通信との間で業務協約等を締結して加盟金等の金員を支払い、近未来通信が当該顧客に対して還元金又は手数料を支払うことをその内容とする。

イ 近未来通信との間で業務協約を締結した顧客は、近未来通信に対して加盟金を支払い、近未来通信が運営するIP電話の通信網の中継局(スーパーネット電話中継局)に設置されるサーバのオーナー(以下「中継局オーナー」という。)としての地位を取得する。中継局オーナーは、近未来通信に対し、当該サーバの管理運営等を委託し、設備費又はランニングコストを支払うことにより、毎月、近未来通信から還元金(近未来通信が当該サーバを利用した電話利用者から徴収する通信料収入(以下、単に「通信料収入」という。)の一部)として所定の額の支払を受ける。

ウ 近未来通信との間で業務委託契約を締結した顧客は、近未来通信に対して加盟金を支払い、中継局オーナーの募集に係る地域指定代理店(以下「代理店」という。)としての地位を取得する。代理店は、中継局オーナーの獲得に係る業務を行い、その獲得に成功した場合には、近未来通信から手数料として所定の額の支払を受ける。

……近未来通信の本件事業に係る収入並びに中継局オーナーに対する還元金及び代理店に対する手数料(以下、これらの還元金及び手数料を「還元金等」

という。)については、第6期(平成15年7月期)においては収入(「中継局収入」)が5億1851万3305円であったのに対し還元金等(「中継局オーナー・代理店還元金」)が21億0132万3138円であり、第7期(平成16年7月期)においては収入(「カスタマー売上」)が4億1296万6169円であったのに対し還元金等(「中継局利益配分料」)が64億6499万9665円であり、第8期(平成17年7月期)においては収入(「カード売上」及び「テレビ電話通信料売上」の合計)が3億0055万8154円であったのに対し還元金等(「還元金」)が148億2874万3845円であり、第9期(平成18年7月期)においては収入(「通信料収入」)が1億8562万0679円であったのに対し還元金等(「還元金(サーバー)」)が268億5251万1656円であった。

……上記認定事実によれば、近未来通信は、平成11年ないし平成18年頃当時、代表取締役であるC15社長の主導の下、組織的に、実際にはサーバの稼働状況等からして十分な通信料収入が見込まれず、本件事業がいわゆる自転車操業の状態(他の顧客から加盟金等として拠出された金員をもって還元金等の支払に充てるという状態)にあったにもかかわらず、原告らに対し、本件事業の運営が順調であり、その拡大が見込まれ、これに投資をすれば2、3年程度で初期投資を回収することができるほどの高額な還元金等の支払が受けられることなどの虚偽の事実を申し述べ、さらに、実際には通信機能を有しないサーバ(稼働させる予定がなく、又は既に稼働しなくなったもの)を本来の通信機能を有しているものであるかのように装って示すなどして、あたかも本件事業が順調に営まれているかのように原告らを誤信させて業務協約等を締結させ、もって、原告らをして、加盟金等の名下に金員を交付させたものであって、このような近未来通信の行為は、違法な詐欺行為に当たるものというべきである。

【ポイント】

- ・配当で誘引
- ・事業実体が過少
- ・他の顧客の金員をもって還元金等の支払に充てた
- ・代理店を増やして中継局のオーナーを拡大していくという連鎖販売取引的側面(福岡地方裁判所平成20年(ワ)第5226号、平成23年3月31日民事第一部判決)

○エフ・エー・シー

福岡地方裁判所平成19年(わ)第1688号、平成20年(わ)第321号、平成20年(わ)第584号

平成24年3月19日第4刑事部判決

【LEX/DB】25481183

【事案の概要】

被告人が、共犯者と共謀して、経営する会社の事業として、CDセットの販売名下に、いわゆる「預り金」を詐取したという組織的詐欺の事案において、本件CDセットの内容及び販売方法、被告人が作成した源泉ペーパーと呼ばれる勧誘トークマニュアルの内容などからすれば、被告人が指示した源泉ペーパーに基づく同一覧表のと通りの勧誘は、外国為替証拠金取引により運用益を上げているように誤解させて、CDセット販売を装って金員を集める詐欺行為に他ならず、被告人に組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律3条1項9号違反の罪が成立するのは明らかであるとし、懲役8年を言い渡した事例。

【罪となるべき事実】

……本件会社は、平成17年12月当時、「起業コンサルティングセット」と称するCDセットの販売名目で金員を詐取することにより本件会社の利益を図ることを共同の目的とし、各部署の社員や勧誘を担当する会員等多数の構成員らが、継続的結合体として、代表者である被告人の指揮命令に基づき、顧客（会員）の勧誘、勧誘を行う「インストラクター」や「特隊」と称する構成員らの管理及び教育、会員に対する活動支援金名目での配当金の計算及び支払、CDセットの送付等のあらかじめ定められた役割の分担に従い、一体となってCDセットの販売名目で金員の詐取を事業として反復して行っていた

……受け取った金員は、従前の顧客（会員）に対する活動支援金名目での配当金などの支払に費消する意図であるのにこれを秘し、かつ、約定どおりの活動支援金名目での配当金の支払をした上、解約時におけるCDセットの販売代金名目の預り金の返済を行う能力もないのにこれがあるかのように装い、同一覧表の欺罔文言要旨欄記載の内容を告げさせ、上記P4らに、本件会社が外国為替証拠金取引による運用によって大きな利益をあげており、CDセットの購入名下に100万円を支払えば、毎月5万円を受け取ることができ、解約すれば支払った100万円の返金を受け取ることができるものと誤信させ……

【判決理由】

……本件会社は、CDセットを1セット販売する毎に、購入した会員に上記のとおり毎月5万円の活動支援金を支払っていたほか、紹介者である「エージェント」と呼ばれる会員に一時金として初月3万円、以後毎月2万円、CDセット販売の説明員である「インストラクター」に一時金として初月2万円、以後毎月1万円、売り上げた本件会社の支部に毎月3万円を、それぞれ支払っており、1セットにつき最大で年間合計134万円を支払っていた。

……本件会社は、平成18年1月には、CDセット販売代金等の預り金（CDセット販売代金が預り金と見るべきものであることは後述する。）のうち約46パーセントを活動支援金等の支払に充てていたが、以後もその割合は増加し、平成18年4月及び5月には、その割合がそれぞれ約85.2パーセント及び約80パーセントにまで増加した……

……本件会社のトレーディング研修講師や運用部長を務めていたP3の供述によっても、本件会社は、一度も安定してFX取引で利益を上げたことは無かったのであるから、特隊やインストラクターによる上記勧誘自体が、顧客に対して、本件会社はFX取引で利益を上げていないにもかかわらず、本件会社はFX取引で利益を上げており、それを原資として月5万円の活動支援金を支払い、解約時には元本100万円も支払うことができるとの錯誤を生じさせる欺罔行為であるといえる。

【ポイント】

- ・ 配当による利益誘引（年利60%）
- ・ 当初より資金運用により利益が上がっていない
- ・ 顧客からの預り金を活動支援金（＝配当）に充てた
- ・ 訴訟では特定商取引法40条（連鎖販売取引）に基づくクーリング・オフが認められた例があるとの指摘がある（消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書」（平成25年6月）資料23・②事件）

○ワールドオーシャンファーム

東京地方裁判所平成21年（ワ）第46532号

平成26年12月12日民事第16部判決

【LEX/DB】25523191

【事案の概要】

被告らが共同して、実際にはそのような実体はないにもかかわらず、エビ養殖事業等に出資すればその出資金が1年間で約2倍になるなどと原告らを勧誘し、出資金名下に金銭を詐取したと主張して、原告らが、民法719条1項又は会社法429条1項による損害賠償請求権に基づき、上記出資金相当額の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案において、原告らから出資金名目で金員を集めたことは、被告P11が設立したf各社の組織を利用して行った組織的な詐欺行為であるが、被告P1ないしP7は、エビ養殖事業等に実体がないことを認識していたとして責任を負うとし、被告P8ないしP10は、そのような認識がないとして責任を負わないとして、原告の請求の一部を認容した事例。

【判決理由】

……P 1 1（以下「P 1 1」という。）は、f 各社を設立した者であるが、平成 2 1 年 5 月 2 8 日、被告 P 1、被告 P 6、被告 P 4、被告 P 5 らと共謀の上、f 各社においてフィリピンにおけるエビ養殖事業等を行っている実体がないにもかかわらず、f 各社による上記事業等に投資すれば 1 年後にはその出資額が約 2 倍になるなどとその出資者を欺いて誤信させ、金銭の交付を受けたなどとして、懲役 1 4 年の有罪判決を受けた

……f 事業においては、出資者の出資額又は既存の出資者が新たに出資者を勧誘して支払わせた出資額が増えるごとに、「代理店」、「総代理店」、「スーパー代理店」、「ウルトラ代理店」、「エグゼクティブ代理店」等の資格が与えられ、上位の代理店資格を得るに伴ってコミッションが増える仕組みとした。

……被告 P 7 は、その作業を通じて、f 事業がエビ養殖事業及び不動産事業に出資することでその出資金が 1 年で約 2 倍となるものであること、組合員が傘下の組合員を増やすとコミッションが貰え、組合員を増やすに従ってランクが上がり、コミッションが増えることを認識し、同年 2 月下旬頃、エビの養殖事業等は見せかけの事業ではないかとの疑問を持って、被告 P 2 に質すなどした結果、それらの事業は見せかけの事業であり、集めた出資金を先に入った組合員に配当する自転車操業を行っているにすぎないことを認識した。

【ポイント】

- ・配当による利益誘引（年利約 100%）
- ・当初より資金運用の実体なし
- ・顧客の出資金を組合員に配当するだけ
- ・他の投資家を紹介すると 3~19%の紹介料を得られる仕組みについて、マルチ商法的要素との指摘がある（消費者庁「消費者の財産被害に係る行政手法研究会報告書」（平成 25 年 6 月）資料 23・①事件）

○エルアンドジー

東京地方裁判所平成 2 2 年（ワ）第 4 0 2 0 3 号

平成 2 7 年 3 月 3 0 日民事第 1 7 部判決

【LEX/DB】2 5 5 2 5 0 0 6

【事案の概要】

L 社が企画し、出資の募集・勧誘等をする金融商品に出資した原告らが、L 社及びその子会社等の関連会社によるその金融商品への出資の募集・勧誘等は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反し、公序良俗に反するものであるほか、その勧誘方法も、L 社の代表取締役である P 2 7 を頂

点として組織的に行われたマルチ商法（連鎖販売取引商法）であり、組織的詐欺行為を構成するところ、上記募集・勧誘に必要な役割を分担したL社等の役員・従業員である被告ら及び直接又は間接に原告らを勧誘するなどしてL社からマージンや貸付金名目の報酬を得ていたL社の上位会員らである被告ら（勧誘者ら）は、L社による出資金等の返還が早晚行き詰まり、新たに出資した者はその返還が受けられないこと又はその蓋然性が高いことを認識し、あるいは認識することができたにもかかわらず、被告役員らは上記募集・勧誘等につき必要不可欠な役割を分担し、また、被告勧誘者らは直接又は間接に原告らを勧誘するなどして出資させたから、それぞれ民法709条、719条1項に基づき、連帯して、原告ら各自が被った損害（各自の拠出額から配当等を控除した金額等）を賠償する義務があるなどと主張して、被告らに対し、同損害金等の連帯支払を求めた事案において、請求を一部認容した事例。

【判決理由】

……（ア）あかり価格

1口5万円の預託金（振込あかり価格）に18パーセントの手数料（あかり手数料）9000円を加算した5万9000円の申込金（あかり申込金）を預託すると、当該預託時から3年後に、1口当たり10万円の還元金（還元あかり価格）の償還を受けるというものであり、年利に換算すると約23パーセントとなる。

あかり価格申込書の宛先及び申込金の振込指定先口座の名義人は、L&Gであった。

（イ）L&G協力金

L&Gが平成15年12月頃から募集を始めた金融商品であり、株主社員が、1口100万円の協力金を預託すると、L&Gから3か月ごとに1口当たり9万円（年間合計36万円）の利息ないし役務手当を受領することができ、1年（ないし半年）後には元本も償還されるというものであり、利息等を年利換算すると36パーセントとなる。

L&G協力金を途中解約した場合、支払済みの「利息」ないし「役務手当」を差し引いた残金が返金される。

L&G協力金の振込通知書の宛先及び預託金の振込先口座の名義人は、L&Gであった。

（ウ）円天受取保証金

L&Gが平成18年6月頃に導入した金融商品である。L&Gは、電子マネーのような疑似通貨「円天」を発行していたところ、あかり会員が、L&Gに10万円以上預託することで、同額分の円天を携帯電話のあかり会員IDに付与され、1年後に解約した場合には預けた現金が返還されるし、解約せず

に継続すれば、再度同額の円天を受領できる仕組みとなっていた。

(エ) 円天共鳴金

L&Gが、平成19年9月頃、一口100万円、月利1パーセントで募集した商品である。

……まず、L&Gの投資商法は、不特定多数の会員から、一定の金員をL&Gに交付させ、交付金と同額の元本の返還を前提として、高利回りの配当を約束するものであり、交付金が出資法上の「預り金」に該当するから、L&Gが「あかり価格」、「L&G協力金」等を募集した商法は、出資法2条1項に違反する（最判昭31.8.30刑集10.8.1292参照）。

また、L&Gの勧誘手法は、マルチ又はねずみ講的な手法を用いたものであり、〔1〕L&Gの投資商法における高利配当の原資は、専ら新規加入者の拠出金であるから、新規加入者がねずみ算式に増加していかなければ、既存の加入者に対する配当が停止し、巨額の負債が残り破綻することは明らかであること（破綻の必然性）、〔2〕あかり価格は年利23パーセント、L&G協力金は年利36パーセント、円天受取保証金に至っては実質年利100パーセントという高利を謳っており、これらは加入者らの射幸心を不当に煽るものであること（射倖性）、〔3〕L&G投資商法において、既存の会員等に対する配当の原資は、新規会員の拠出金のみであり、上位会員が紹介料等の名目で多額の利得を得る一方、一旦破綻すれば、新規会員を中心に元本も回収できない被害者が多数現れること（加入者の相当部分が損害を被ること）という、ねずみ講類似の要件を備えていることから、ねずみ講と同様、公序良俗に違反するというべきものである。

さらに、L&Gは、L&G投資商法の破綻が必然であったにもかかわらずこれを隠蔽し、あたかも同社が信用できる会社であるように装い、金融商品を販売し勧誘を続けてきたもので、このような行為は組織的詐欺と評価すべきものであった（P27を始めとする主要な役員等は、刑事手続で有罪判決を受けていることは上記1（6）のとおりである。）。

以上によれば、L&Gが行っていたあかり価格、L&G協力金等の募集等の投資商法は、違法なものであることが明らかである。

【ポイント】

- ・高配当で誘引（年利23～100%）
- ・配当原資は、新規会員の拠出金のみ
- ・マルチ又はねずみ講的な手法

○安愚^{あぐら}楽^ら牧場

大阪高等裁判所平成28年（ネ）第1923号

平成29年4月20日第6民事部判決

【LEX/DB】25448650

【事案の概要】

原告らが、A社との間で、A社から購入した黒毛和種牛の繁殖・飼養をA社に委託し、後にA社が当該牛を買い戻すという取引をしたが、投下資金を回収できずに損害を被ったことから、A社の役員であった3名（被告A、被告、被告C）、A社の関連会社3社（被告B社ほか2社）、関連会社の役員であった26名（被告Dほか25名）の合計32名に対し、民法719条1項又は会社法429条1項に基づき損害賠償を求めた事案の控訴審において、原告らに対する上記取引の勧誘は法人が組織として行った不法行為と評価するのが相当であるとした上で、取締役であった被告A及び被告B並びに会計限定監査役であった被告Cについては上記取引の実情を知って職務上の義務を果たすことが極めて困難であったとして、原判決を取り消して原告らの被告B及び被告Cに対する請求を棄却し、原告らの控訴をいずれも棄却した事例。

【判決理由】

……安愚楽本体は、昭和56年12月18日に「有限会社安愚楽共済牧場」として設立された黒毛和種牛の畜産会社であり（以下、単に「牛」という場合もすべて黒毛和種牛を指す。）、繁殖牛（子牛の懐妊・出産が可能となった牝牛）を飼養して子牛を産ませ、そのうち肥育牛（肉食用に飼養される牛）を肉牛として市場に出荷し（通常30か月程度飼養して出荷される。）、あるいは繁殖の役割を終えた繁殖牛を肉牛として市場に出荷し、売上を得ていた（以下、肉牛を出荷して得られた代金を「出荷売上」という。）。
……安愚楽本体は、飼養した牛を肉牛として市場に出荷するという通常の牧畜業務以外に、日本全国の顧客との間で、継続的に、繁殖牛に関する特殊な取引を行っていた。その取引とは、安愚楽本体がその所有する繁殖牛を顧客に販売するが、販売と同時に、当該顧客から当該牛の預託を受け、一定期間にわたりこれを飼養した後、再売買により当該顧客から当該牛を買い戻すという取引である…

……安愚楽本体は、毎年、オーナー牛が出産した子牛1頭を、予め決められた子牛予定売却利益で買取り、所定の支払日に、オーナーに対し、子牛予定売却利益からオーナー牛の1年分（子牛を出産した年に相当）の飼養委託費を控除した金額（以下「配当」という。）を支払う（甲12契約では、支払日は毎年

8月末日、子牛予定売却利益が税込38万5000円、飼養委託費が税込25万円とされているから、年に1度支払われる配当は13万5000円（利回りは年4.5%）となる。）。

……安愚楽本体は、もともと、経営拡大資金を調達するためオーナー契約を始めたが、遅くとも平成8年頃には、巨額の再売買代金を調達するため新たなオーナー契約で更なる巨額の資金集めをしなければならない状態（いわば自転車操業の状態）となっていた。この状態でオーナー契約の募集を止めると直ちに倒産に直面するため、安愚楽本体は、繁殖牛不足となってもオーナー契約を止めることができず、そのため、安愚楽本体は、繁殖牛不足が常態化しても、対外的には繁殖牛が足りていると装って新たなオーナー契約を勧誘していた。

【ポイント】

- ・配当による誘引（年4.5%）
- ・遅くとも平成8年頃、自転車操業に陥る
- ・顧客への支払のためにさらにオーナーを集める

◎類型化について

○中間取りまとめ14頁（再掲）

①高配当・高利益が得られることをうたうことによって多数の消費者を強力に誘引し、多数の者から多額の出資ないし投資を受けるものの、
②事業による利益が上がらずに（当初から利益を上げられる仕組みではない場合もあると考えられる）、約束した配当ないし利益の提供ができない状態になると、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行わざるを得ない状況に陥り、そのために新たな出資者を集め、
③出資が増えるほど、配当ないし利益の提供をしなければならない金額が増えるため、更に出資者を集めて被害が拡大するという悪循環に陥る構造にあると考えられる。

○金銭的利得による誘引

- ・配当・利息等の経済的利益による誘引は、破綻必至商法の要素（要件）か。
- ・配当・利息ではなく、契約目的物の価値上昇（例、株式の価値上昇）を誘引としている場合はどうか。

○事業の実体

- ・当初から、全くないもの。当初から、本来なければならない規模と比較して著

しく過少な規模のもの。途中から、事業が頓挫して過少になるものなど、事例によって事業の実体は異なっている。

○消費者から得た出資金の用途

・中間取りまとめでは、破綻必至商法の本質的な問題点として、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行うことを指摘した（上記②）。

・実際、本資料で取りあげたほとんどの裁判例でも、上記のような状況に陥っていたことが認定されていることが確認できた。

・他方で、オレンジ共済組合事件のように、利息による消費者への誘引はあるものの、現実には、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供をするまでは至っておらず、負債の返済、遊興費、経費等への充当しか認定されていない例もあった。

・ここで、他の消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行っていない事案も念頭に置くのであれば、「消費者から得た出資金から配当ないし利益の提供を行ったこと」には限定されない要件だてを検討していく必要がある。

・しかし、これでは経済的利益が得られることをうたう詐欺行為が広く対象となる可能性がある。

○マルチ商法的又は無限連鎖講的等と評価されている事件が複数あった（本資料掲載の13件中6件）。

以上